

## 第2章



### 整備基準

## 2-1 整備基準の指針

---

条例の理念や目的である「すべての県民が自由に行動し、安全で快適に暮らすことができる高知県の実現を目指し、ひとにやさしいまちづくりを推進していく」ためには、施設が安全で快適に利用できるよう整備されることが必要であり、その設計・整備の基準が条例の整備基準です。

すべての人が利用しやすい施設の設計とは、単に建築等の関係法令に適合させるだけでなく、障害者や高齢者などがその施設を利用するにあたっての安全性、利便性などを十分検討し、可能な限りバリアを取り除くよう配慮することにより、障害者や高齢者が積極的に利用できるような施設が整備される設計であると考えます。

### <整備基準指針>

- 1 障害者や高齢者の行動上の特性を理解したうえで、多様なバリアを想定し、これらを解決するため必要な整備基準を策定する。
- 2 ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、単に障害者や高齢者に配慮した設計をするだけでなく、誰もが安全かつ快適に利用できる施設整備を行うための基準とする。

## 2-2 整備基準における基本とする考え方

人間はだれでも、年齢を重ねるごとに体力や身体機能の低下によって、足腰や視力・聴力などが衰え、これまでと同じ環境であっても、思うような行動がとれなくなることがあります。

また、障害のある人は、その障害によって社会生活を営むうえで、様々な障壁があり、障壁が取り除かれない場合は、自由に行動できないことになってしまいます。

すべての人にやさしいまちづくりや施設整備を進めるためには、障害者や高齢者などがどのような状況において、どのような理由で、どんなことに困っているのかを理解して、設計に活かしていくことが大変重要です。

このため、障害者や高齢者、またその介護をされている方々からご意見をいただき、「設計のポイント」としてまとめました。

条例や施行規則と同様に、この意見を大切に設計が望まれています。

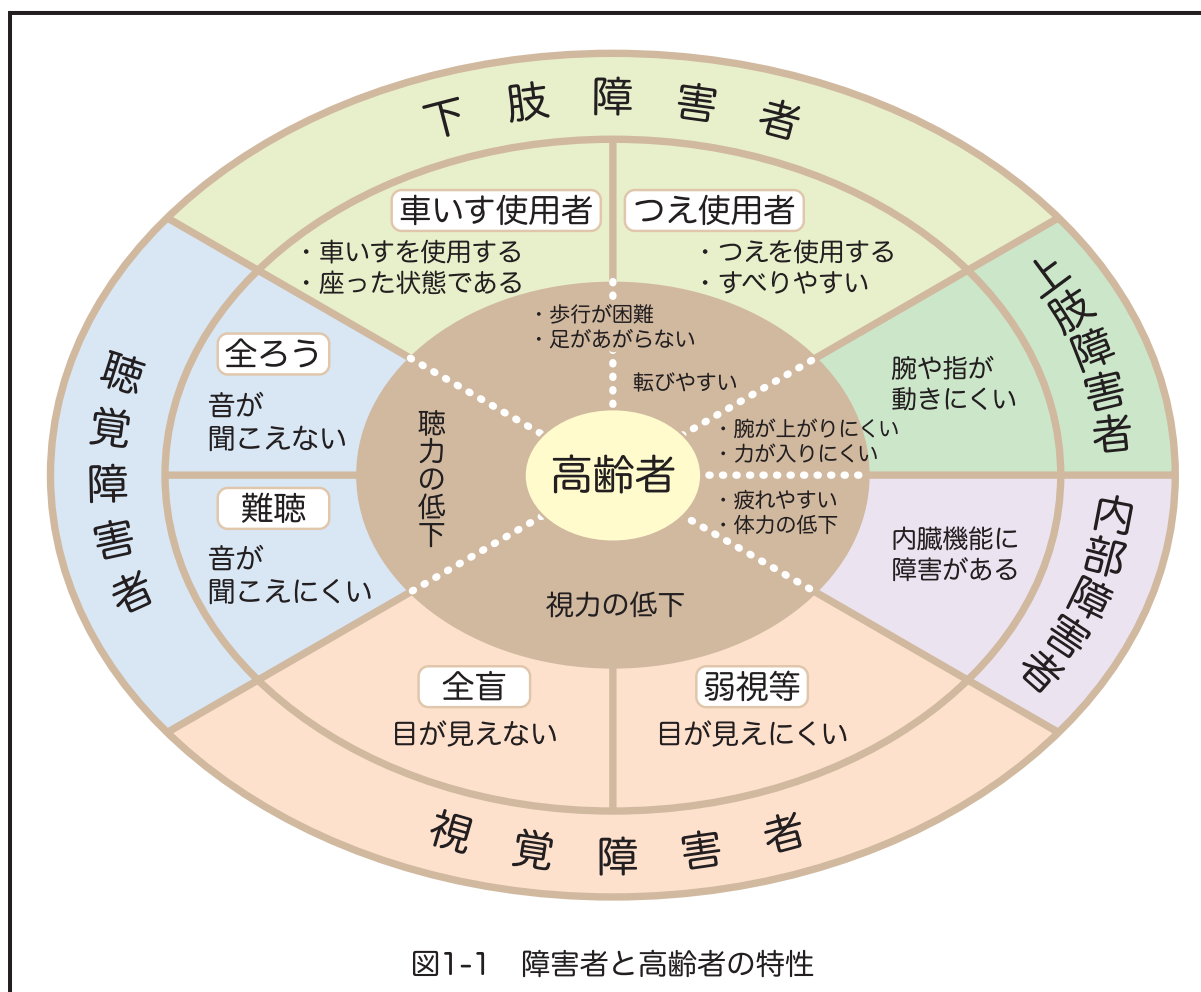


図1-1 障害者と高齢者の特性

# 1. 高齢者

## 1.1 高齢者

体力が無くなり疲れやすくなる、足が上がらないことなどにより段差を超えることができなくなる、手や腕に力が入らない、指先が思うように動かないことなどによって細かな動作ができにくい、視力や聴力が低下することによって目や耳からの情報が入って来にくくなるなど、加齢に伴う身体的能力の低下が起きるようになります。

高齢者に対しては、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者の特性を合わせた整備が必要です。

表 1-1 設計のポイント (高齢者)

動きの性質や特徴	困ること	設計のポイント
関節が曲がりにくくなり、脚力も低下する ・足が上がらない ・足が上がりにくい	小さな段でもつまづいてしまう	・出入口や通路は平坦にする ・段差はできるだけ作らない。段差を作る場合でもできるだけ低くする
	高い段差や階段は手すりがないと上がれない	・階段等には、手すりを連続して設ける ・階段の手すりの端部、踊り場等の手すりには、一定の水平部分を設ける
持久力が低下する ・疲れやすい	階段での移動が難しい	エレベーターを設置する
	長距離を歩けない	休憩用の椅子を設置する
平衡感覚や脚力が低下する ・つえを使用する ・シルバーカーを使用する	床面によって、つえが滑って転ぶ(スリップする)	水などに濡れても滑らない素材を用いる
	穴につえ先やタイヤが入り込み、動けなくなる	・溝ぶた穴を小さくする ・平坦な床仕上げとする
上肢の筋力が低下する ・腕などが上がりにくい ・腕の稼働範囲が狭くなる ・力が入らない	便房内の荷物をかけるフックに手が届かない	フックは高い位置に設けない
	手の届く範囲が限られているので、取っ手等が遠かったり高かったりすると届かない	・取っ手、ノブ、鍵、スイッチ等を適切な位置に設置する ・(宿泊施設) 障害者用客室には、リーチャー(※)を設置する(もしくは受付での貸出、その場合は貸出の表示をする)
	重い戸は開けにくい	・(防災対策上可能な場合)重い戸を使用しない ・体重をかけて開けることができる戸にする ・自動式引き戸もしくは、大きな取っ手付きの引き戸とする
	手すりの位置や形が適切でないと力が入りにくい	手すりは目的や形状に合わせ適切な位置に設ける

# 1. 高齢者

握力が減少する ・関節の変形	重いものが持てない	カートを設置する
	ものが掴めない、握れない、つまめない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動式引き戸、大きな取っ手付きの引き戸とする</li> <li>・取っ手、ノブ、鍵、スイッチ、給水栓等の形状をできるだけ大きくする</li> <li>・鍵はレバー式にする</li> </ul>
	指先による細かい動作ができない	(宿泊施設)障害者用客室には、コンセント等が簡単に操作できるソケットを設置する(もしくは受付での貸出、その場合は貸出の表示をする)
視力の低下 ・小さな文字や物が見えにくい ・細かい動作が困難	手すりなどが太すぎるとつかみにくい	手すりの直径は3~5cm程度とする
	小さな字や下地と同系色の部屋名表示等は見えないことがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目線の高さに黒地に白抜きで表示する</li> <li>・大きく見やすいものにする</li> </ul>
	小さな字や下地と同系色の階数表示は見えないことがある	大きな文字で、コントラストをつけて見やすい階数表示を床面・壁面に設ける
	スイッチ等が小さいと見えにくく、操作が難しい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取っ手、ノブ、鍵、スイッチ、給水栓等は、できるだけ大きい形状のものとする</li> <li>・認識しやすい色にする</li> <li>・同じ用途の物は、できるだけ同一機能、同一デザインとする</li> </ul>
	階段の段鼻が目立たないと、段の見分けができず、転倒する	階段の段鼻には、周囲とのコントラストのある視認性の高いものを全面に施す
	廊下の幅が広い場合、足元が暗く見えにくい	廊下の端まで照度を確保する
	ガラス戸は見分けがつきにくくぶつかる	目線の高さに色着きのラインを入れる
聴力の低下 ・音が聞こえにくい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アナウンスなどの情報や、危険・緊急車両の接近がわかりにくい</li> <li>・高音域の警報などが聞こえない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚による情報提供をする</li> <li>・高音域と、振動数の低い低音域の2種類で警報等を鳴らす</li> </ul>

※リーチャーとは・・・手が届かないところのものを遠距離操作でつかむもの。身体の不自由な人の行動範囲を広くする。寝たまま遠くのものを引き寄せたり、ものを拾うことが困難な場合に用いる。

## 2. 肢体不自由者

手や足、体幹に永続的な障害がある人を言います。

車いすやつえを使用することが多いため、一定のスペースの確保や段差を設けないなどを考慮した整備が必要です。

また、腕や手が上がらない、指先に力が入らないなどのため、高さに対する工夫や、操作の簡単な取っ手やノブを使うなどの整備が必要です。

### 2.1 下肢障害者(車いす使用者)

下肢機能(立位の維持、歩行、階段の昇降、走行、座ること)に障害のある人で、車いすを使用している人を言います。

表 2-1 設計のポイント(車いす使用者)

動きの性質や特徴	困ること	設計のポイント
車いすで移動する ・タイヤである ・前輪が小さい	段差につまづく、乗り越えがでない	出入口や通路は平坦にする
	小さな穴でも前輪が入り込み動けなくなる	・溝ふた穴を小さくする ・平坦な床仕上げとする
	凹凸のある床面や厚い絨毯では、車いすが操作しにくい	・レンガ等凹凸のある床材は避ける ・厚い絨毯等の設置は避ける
車いすで移動する ・傾斜地の移動や静止が困難	駐車場が水平でない場合、車から車いすへの移乗時に車いすが動いて危険である	優先駐車施設はできる限り水平部分に設ける
	通路や歩道に、進行方向に対して左右に傾斜がある場合、車いすが曲がって進みにくい	通路や歩道の進行方向に対しての、左右の傾斜はできる限り設けない
車いすで移動する ・動作に一定のスペースを必要とする	(出入口等)幅が狭いと車いすが通れない	・出入口や廊下を幅広にする ・出入口等の幅は、車いすを両手で漕ぐことを想定した幅を確保すること(車いすの横幅+15~20cm)
	便房が狭いと車いすが転回できない	車いすが転回できる空間を確保する
	便座と手洗いの位置が近いと便座に近づけない	車いすの移動に必要な幅員を確保するため、便座の前に手洗いを設置しない
	ドアの取っ手が入角にある場合、取っ手に近づけず、扉を開けることができない	扉の取っ手側に袖壁を設ける、もしくは自動式引き戸とする
	車の乗り降りの際には、ドアを開け、車いすを出し入れするため、広い駐車スペースが必要	優先駐車施設は350cm以上の幅員を確保する

## 2. 肢体不自由者

車いすで移動する ・車いすに足乗せ台がある	足乗せ台が当たるため、水飲み器・電話台・窓口カウンター・記載台等に近づけない	足乗せ台が奥に入るだけの下部空間を設ける
	足乗せ台が扉や壁にぶつかる	扉や壁にキックプレートを設ける
車いすで移動する ・両手で車いすを操作する (両手が使えない)	戸の前後に斜面があると開けることができない	戸の前後は平坦にする
	(開き戸の場合) ・車いすを操作しながらでは開けにくい ・ドアが重いと開けることができない	自動式引き戸もしくは引き戸とする
	傘を差すことができない	雨よけを取り付ける
車いすで移動する ・座った状態である	高いところは、見えない、手が届かない	・鏡、棚等は低い位置に設置する ・キャッシュサービスコーナー・自動券売機等の操作盤、金銭投入口等の高さに留意する ・エレベーターの制御装置は車いすで手の届く位置に設ける
	衣服の上げ下ろしに時間がかかる	トイレに衣類脱衣用のベッドを設ける
車いすから乗り移りする (手すりを使う)	便座用手すりの位置や高さが合わず使いにくいことがある	・横手すりは、車いすのアームサポートの高さにそろえる ・壁付けのL型手すりは、縦手すりの芯までを便座の先端から前方へ20~30cmとする ・壁付けの手すりは、芯から便座中心までの距離を35cm程度とする
	設備の高さが車いすの高さと異なると(上下の動作がしにくく)乗り移りにくい	便座・脱衣室・風呂場等の高さは、車いすの高さ程度とする
	(便所)温水洗浄便座の操作スイッチが便座の横についている場合、移動のさまたげとなる	温水洗浄便座の操作スイッチは、壁設置式や便座の後ろにあるものを使用する
体の支えが必要	背もたれのない椅子や便座は使えない	椅子や便座に背もたれを設ける

## 2. 肢体不自由者

### 2.2 下肢障害者(つえ使用者)

下肢機能(立位の維持、歩行、階段の昇降、走行、座ること)に障害のある人で、つえを使用している人を言います。

表 2-2 設計のポイント(つえ使用者)

動きの性質や特徴	困ること	設計のポイント
つえを使う	床面によって、つえが滑って転ぶ(スリップする)	水などに濡れても滑らない素材を用いる
	穴につえ先が入り込み動けなくなる	・溝ふた穴を小さくする ・平坦な床仕上げとする
手すりにつかまる	手すりがないと、からだを預けることができない	・階段等には、手すりを連続して設ける ・階段の手すりの端部、踊り場等の手すりには、一定の水平部分を設ける
	ステンレス素材の手すりは、冬冷たく、夏熱くなる	屋内であれば木製、屋内外・トイレ・浴室では樹脂などで被覆している手すりとする
	手すりの位置によっては、力が入らず使いにくい	適切な位置に設ける
	手すりが大きすぎてつかみにくいことがある	手すりの直径は3~5cm程度とする
足があがりにくい	小さな段でもつまづく	・出入口や通路は平坦にする ・段差はできるだけ作らない。段差を作る場合でもできるだけ低くする
	段のけあげが高いと上れない	けあげはできるだけ低くする



## 2. 肢体不自由者

### 2.3 上肢障害者

上肢機能(ものを掴む、持ち上げる、指を用いた作業)に障害のある人で、腕や手、指の機能が弱い状態の人を言います。

表 2-3 設計のポイント (上肢障害者)

動きの性質や特徴	困ること	設計のポイント
力が入りにくい	重い戸は開けにくい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(防災対策上可能な場合)重い戸を使用しない</li> <li>・体重をかけて開けることができる戸にする</li> <li>・自動式引き戸もしくは、大きな取っ手付きの引き戸とする</li> </ul>
腕が動きにくい ・腕の稼働範囲が狭い	取っ手等の位置(遠い、高いなど)によって使えないことがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取っ手、ノブ、鍵、スイッチ等を適切な位置に設置する</li> <li>・障害者用の客室等は、リーチャーを備える(もしくは受付での貸出、その場合は貸出の表示をする)</li> </ul>
細かい作業ができない ・握力が弱い ・指が動かない	ホテル等のドアで、鍵を差し込んだままノブを操作することが難しい	操作方法の単純なものを設置する
	細かい仕様の取っ手等の操作ができない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動式引き戸とする</li> <li>・取っ手、ノブ、鍵、スイッチ、給水栓等の形状は握りやすく使いやすい大きさにする</li> <li>・鍵はレバー式にする</li> <li>・操作方法の単純なものを設置する</li> </ul>
	コンセントからプラグを引き抜く操作が難しい	(宿泊施設)障害者用客室には、コンセントの差し込み口等から簡単にプラグを引き抜けるソケットを備える(もしくは受付での貸出、その場合は貸出の表示をする)

### 3. 視覚障害者

視覚に障害のある人と言います。

視覚による情報(目的地の方向や状況など)が入手が困難であるため、視覚以外での情報を提供する、点字表示、誘導用・注意喚起用床材などの整備が必要です。

#### 3.1 全盲

視力がまったくない(両眼とも失明)の状態やその人と言います。

表 3-1 設計のポイント(全盲)

動きの性質や特徴	困ること	設計のポイント
視覚による情報認知が不可能	表示が読めない ・何の部屋かわからない ・トイレ等男女別がわからない ・駐車場など広い空間では、出入口がわかりにくい	・室名や男女別表示などを点字や浮き彫りにする ・音声による誘導案内をする ・手すり等には、点字による位置表示や誘導案内をする
	危険がわからない	・誘導用・注意喚起用床材(JIS規格化されたもの)を用いる(色は黄色とする) ・音声による誘導・案内をする
	誘導用・注意喚起用床材が過剰に設置されているとわかりにくい	・目印として、適切に設置する ・利用する施設の内容、目的、状況を考え、過剰に設置しない ・視覚障害者、肢体不自由者の両者が使いやすい敷設を工夫する ・蝕地図は、受付の横にする等配置場所に考慮し、1つのルートになるようにする
	建物内で現在の位置がわからないことがある	傾斜路の起点や終点の手すりの端部には、現在位置を点字で表示する
	戸があることがわからず、ぶつかる	注意喚起用床材(JIS規格化されたもの)を用いる(色は黄色とする)
音で確認する	エレベーターでは、何階に着いたのか、上・下どこに行くのかわからない	到着階数やエレベーターの進行方向がわかる音声案内を設ける
	トイレや浴室の出入口がわからない	音声による誘導装置をつける
	音声案内板の音が反響して聞き取りにくいことがある	音声による案内板を設置するときは、聞き取りやすいように設置する
	行き先等全体の地図は点字だけでは把握できない	音声による誘導装置を充実させる

### 3. 視覚障害者

さわって確認する	(便所内)水洗ボタンがセンサー式の場合 ・手をかざす位置がわからない ・自動で流れるか不安	・センサー式はできるだけ設けない ・センサー式の場合は、手をかざす位置を点字で表示する
	(便所内)非常ボタンと水洗ボタンを間違える	非常ボタン、水洗ボタンに点字表示をする
	(便所内)非常ボタンの位置がわからない	非常ボタンは便座に腰掛けた状態で手が届く位置を考慮し、分かりにくい場合には非常ボタンの位置を点字で表示する
	(エレベーター)階数・開閉・非常ボタンがわからない	階数・開閉・非常ボタンは、点字表示や浮き彫り表示にする
	歩道と車道を段差で判断するため、段差がないと危険	歩道と車道の段差は2cmとする(すりつけ部分)
手すりを伝う	建物では、手すりを頼りに目的場所へ行くことが多いが手すりがないこともある	手すりによる誘導・案内をする
	階段を昇降する際、何階にいるかわからない	手すりに点字による階数表示やリングの数で階数を表現するなどのわかりやすい表示をする
	ステンレス素材の手すりは、冬冷たく、夏熱くなる	屋内であれば木製、屋内外・トイレ・浴室では樹脂などで被覆している手すりとする
	手すりが大きすぎてつかみにくいことがある	手すりの直径は3~5cm程度とする

### 3. 視覚障害者

#### 3.2 弱視等

眼鏡やコンタクトを使用しても、視力が矯正できない状態やその人を言います。また、このマニュアルでは、色覚障害(色の見分けがつきにくい)の人についての設計のポイントも入れています。

表 3-2 設計のポイント(弱視等)

動きの性質や特徴	困ること	設計のポイント
目が見えにくい ・視覚による情報認知が困難	小さな字や下地と同系色の案内板は情報が識別しにくい	・大きな文字で表示する ・色はコントラストをつける
	小さな字や下地と同系色の部屋名表示等は見えないことがある	・目線の高さに黒地に白抜きで表示する ・大きく見やすいものにする
	小さな字や下地と同系色の階数表示は見えないことがある	大きな文字で、コントラストをつけて見やすい階数表示を床面・壁面に設ける
	階段の段鼻が目立たないと、段の見分けができず、転倒する	階段の段鼻には、周囲とのコントラストのある視認性の高いものを全面に施す
	廊下の幅が広い場合、足元が暗く見えにくい	廊下の端まで照度を確保する
	ガラス戸は見分けがつきにくくぶつかる	目線の高さに色着きのラインを入れる
色の見分けがつきにくい	同系色の表示は、色の見分けがつきにくいので、危険を見落とすことがある	色相・明度・彩度の色差もしくは地模様をつける

## 4. 聴覚障害者

聴覚に障害のある人と言います。

音声による情報入手が困難であるため、視覚による情報提供が必要です。

### 4.1 全ろう

音や言語などが全く聞こえない状態やその人と言います。

表 4-1 設計のポイント(全ろう)

動きの性質や特徴	困ること	設計のポイント
音が聞こえない ・音声による情報認知が不可能	・アナウンス情報、危険や緊急事態が分からない	視覚(電光掲示板、光、ランプなど)による表示をする
	目で分かる情報が必要	・電光掲示板等を設置をする ・受付等では耳マークを表示し、筆談ができるようにする
	エレベーターが緊急停止したとき等、外の様子がわからない、外部との連絡も取れない	(防災対策上可能な場合)エレベーターのドアはガラス窓付きとする
	電話での意思疎通ができないため、緊急時に連絡が取れない	障害者用客室等にFAXを設置する

### 4.2 難聴

音や言語などが聞こえにくい状態やその人と言います。

表 4-2 設計のポイント(難聴)

動きの性質や特徴	困ること	設計のポイント
音が聞こえにくい ・音声による情報認知が困難	・アナウンス情報、危険や緊急事態が分からない ・高音域の警報が聞こえないことがある	・視覚(電光掲示板、光、ランプなど)による表示をする ・高音域と、振動数の低い低音域の2種類で警報等を鳴らす
	目で分かる情報が必要	・電光掲示板等を設置をする ・受付等では耳マークを表示し、筆談ができるようにする
	エレベーターが緊急停止したとき等、外の様子がわからない、外部との連絡も取れない	(防災対策上可能な場合)エレベーターのドアはガラス窓付きとする
	電話での意思疎通ができないため、緊急時に連絡が取れない	障害者用客室等にFAXを設置する
	公共施設(主にホールや会議室等)の公演や講習等の音声が聞き取りにくい	公共施設には磁気ループを設置する

## 5. 内部障害者

### 5.1 内部障害者

心臓機能障害、腎臓機能障害、肝臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害などの障害のある人を言います。

体力がない、疲れやすいなどの症状がある人もいるため、長い廊下などには休憩スペースなどの整備が必要です。

表 5-1 設計のポイント (内部障害者)

動きの性質や特徴	困ること	設計のポイント
装具等への充電が必要	健康保持、その他の、障害を補うための機器への充電が必要	客室等には、利用可能なコンセントを設置する
人工こう門、人工ぼうこうを増設している	・排泄用装具を交換するスペースや置き場がない ・からだの汚れた部分の温水洗浄ができない ・排泄の際、通常の便座では低く使いにくい	オストメイト対応便所を設置する
体力が低下する ・力が入りにくい ・疲れやすい	重いものが持てない	カートを設置する
	早く歩けない、長時間歩けない	休憩用の椅子を設置する
	階段での移動が難しい	エレベーターを設置する

## 6. 重複障害

### 6.1 重複障害

いくつかの障害が重複している人を言います。

例えば、「盲ろう者」は視覚と聴覚に重複した障害がある人ですが、単純に視覚障害と聴覚障害の性質や特徴を合わせたわけではありません。

まずは、複数の障害がある人がいるということを理解し、施設設計においては、それぞれの障害に対する整備のポイントを合わせたうえで、さらに細かな整備が必要です。

## 2-3 マニュアルの見方

各項目は、「第4章 高知県ひとにやさしいまちづくり条例・規則等」に掲載している「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」の別記第2号様式「整備項目表」の順に沿って、解説をしています。

項目ごとに、どのような観点から整備すればよいかについて、「基本的な考え方」をまとめ、「整備箇所」を具体的に示しています。

また、それぞれの整備箇所ごとに「整備内容」を示し、「条例に基づく整備基準」及び「基準に適合する整備内容」、「望ましい整備内容」、「バリアフリー新法(誘導基準)」(各内容は表1-1参照)に分けて説明をしています。

表1-1 本マニュアルにおける基準及び事項の解説

◆条例に基づく整備基準	「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく整備基準
●基準に適合する整備内容	「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく整備基準を満たすための具体的な設計の解説
◎望ましい整備内容	より安全で快適な取り組みとして奨励する設計の解説
○バリアフリー新法(誘導基準)	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく誘導基準

整備項目

基本的な考え方

表番号

図番号

ページ番号

施行規則  
別表第2 [1]の表 (建築物に関する整備基準) (1項 出入口) 建築物

**1. 出入口**

**1.1 基本的な考え方**  
直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口、建築物の各室の出入口で、各々1つ以上の出入口は、障害者や高齢者を含むすべての人々が安全に利用できるように配慮する。原則、出入口は平坦とする。

**1.2 整備箇所**  
(1) 直接地上へ通ずる出入口(1以上)  
(2) 駐車場へ通ずる出入口(1以上)  
(3) 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口(1以上)

**1.3 整備内容**  
出入口のうち、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。  
(1)直接地上へ通ずる出入口  
1)幅員

● 表 1-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 幅員(内法) ≥ 80cm
●基準に適合する整備内容	① P30 図 1-1、P32 図 1-2 参照
◎望ましい整備内容	① 多数の者が利用する出入口の幅(内法) ≥ 90cm (1以上は、幅(内法) ≥ 120cm) ② P118 第3章 図 1-1 参照 ③ P158 第3章 図 1-3 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 多数の者が利用する出入口の幅 ≥ 90cm ② 直接地上へ通ずる出入口の幅 ≥ 120cm(1以上) 【誘導基準省令2条】

図 1-1 外部出入口の整備

整備項目の大項目

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の該当項

整備等の図